

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3289）																									
処分課（担当）名	同上																									
処分の名称	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可（変更許可を含む）																									
概要	産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を業として行うためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき大阪市長の許可を受けなければなりません。 なお、積替え保管を行わない（特別管理）産業廃棄物収集運搬業に関しては、大阪府知事の許可を得ていれば、大阪市内を含め大阪府域での収集運搬ができるようになりました。																									
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、第14条の4第6項、第14条の5第1項																									
審査基準	<p>法に基づき、次の基準を満たしていなければ許可できません。</p> <p>I 共通の基準</p> <p>(1) 申請者が申請の種別に応じ当該事業を的確に、かつ継続して行うに足りる十分な知識と技能を有していること ⇒申請者が法人の場合はその代表者若しくはその業務を行う役員もしくはその業務を行おうとする区域に存する事業所の代表者、個人の場合は申請者本人又はその業務を行おうとする区域に存する事業場の代表者が当該事業に応じた必要な講習を受講していること。</p> <p>(2) 申請者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること ⇒ i) 事業計画に照らして、必要な設備、機材の整備に要する資金額が他の事業と比較して概ね妥当であること。 ii) 資金の調達方法の記載内容により金融機関等からの融資や借入れが確実であること。 iii) 民事再生法による再生手続き又は会社再生法による再生手続き等が開始された法人でないこと。 iv) 最終的に経理的基礎を有しないと判断するに際しては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じ徴収し、判断します。</p> <p>(3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと i) 法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するもの ii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの iii) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が i) 又は ii) のいずれかに該当するもの iv) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに i) 又は ii) のいずれかに該当する者のあるもの v) 個人で政令で定める使用人のうちに i) 又は ii) のいずれかに該当する者のあるもの vi) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p> <p>II 個別の基準</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業・・・法第14条第5項に規定する許可基準を満たすこと (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業・・・法第14条の4第5項に規定する許可基準を満たすこと (3) 産業廃棄物処分業・・・法第14条第10項に規定する許可基準を満たすこと (4) 特別管理産業廃棄物処分業・・・法第14条の4第10項に規定する許可基準を満たすこと</p> <p>※ 当該許可の更新の際に規則で定める基準を満たすことで、許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認定（優良認定）を受けることができ、許可の有効期間が5年から7年になります。</p> <p>優良認定の基準</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業・・・規則第9条の3に規定する基準を満たすこと (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業・・・規則第10条の12の2に規定する基準を満たすこと (3) 産業廃棄物処分業・・・規則第10条の4の2に規定する基準を満たすこと (4) 特別管理産業廃棄物処分業・・・規則第10条の16の2に規定する基準を満たすこと</p>																									
標準処理期間	60日																									
経由日数	なし																									
提出先	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）																									
提出時期	随時																									
提出方法	申請の種別に応じた申請書を産業廃棄物規制グループへ提出してください。																									
手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請種別</th> <th>新規許可</th> <th>変更許可</th> <th>更新許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物</td> <td>収集運搬業</td> <td>81,000</td> <td>71,000</td> <td>73,000</td> </tr> <tr> <td>処分業</td> <td>100,000</td> <td>92,000</td> <td>94,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>収集運搬業</td> <td>81,000</td> <td>72,000</td> <td>74,000</td> </tr> <tr> <td>処分業</td> <td>100,000</td> <td>95,000</td> <td>95,000</td> </tr> </tbody> </table>			申請種別		新規許可	変更許可	更新許可	産業廃棄物	収集運搬業	81,000	71,000	73,000	処分業	100,000	92,000	94,000	特別管理産業廃棄物	収集運搬業	81,000	72,000	74,000	処分業	100,000	95,000	95,000
申請種別		新規許可	変更許可	更新許可																						
産業廃棄物	収集運搬業	81,000	71,000	73,000																						
	処分業	100,000	92,000	94,000																						
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	81,000	72,000	74,000																						
	処分業	100,000	95,000	95,000																						
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）																									
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009225.html																									
備考																										